

宮城県地方税滞納整理機構通信

納めLINE

平成25年度
第5号

納めてください(標準語)
納めらいん(宮城の方言)
納めLINE(通信紙名)

機構活動状況

平成26年2月末現在

平成26年2月末現在の機構の活動状況をお知らせします。徴収率は昨年度の同時期とほぼ同等の48・93%となっております(昨年度との比較は下表のとおり)。

昨年度は3月末で52・3%という過去最高の徴収率を達成しました。「数字ではない」と言いながらも、

これまで右肩上がりの成績を残している機構の中で、室員は相当なプレッシャーを感じています。

平成25年度は昨年を超えることができるのか? 3月も残りわずかです。職員一同、諦めが悪く最後まで忙しく動き回っていますので、どのような結果がでるか、ご期待ください。

なお、25年度の最終実績については来年度最初の納めLINEでお知らせしたいと思います。

STOP滞納!!! 機構は全力で取り組みます

徴収状況 (両年度とも2月末日現在)

| | 平成25年度 | 平成24年度 |
|----------|---------|-----------|
| 引受件数(件) | 839 | 932 |
| 引受税額(千円) | 895,871 | 1,130,950 |
| 徴収済額(千円) | 438,328 | 552,616 |
| 徴収率 | 48.9% | 48.9% |
| 本税完納件数 | 302件 | 325件 |
| 捜索件数 | 80件 | 182件 |
| 差押件数 | 363件 | 595件 |

機構5年間の軌跡

機構事務局次長 佐藤 正明

宮城県地方税滞納整理機構が設立されて早くも5年になります。これまで市町村から46名の職員が機構に派遣され既に35名が市町村に戻って第一線で活躍しています。

地方税は住民の方々へ良好な行政サービスを提供するために必要不可欠な自主財源であることから、住民の皆様は平等にご負担いただく必要があり、ほとんどの方は納期限内にきちんと納税されています。地方税法では「督促状を発した日

から起算して10日を経過した日までに税金が完納とならない場合は滞納者の財産を差し押さえないければならない」と規定されています。

そのため、機構では自主的に納税いただけない滞納者に対しては、地方税法に基づき家宅捜索や財産の差し押さえ等の滞納処分を積極的に行っています。しかし、職員には特別な仕事をしていくという意識はなく、地方税法に書かれていることを忠実に実践しているだけなのです。

また、早期の滞納処分は滞納者のためでもあります。税金を滞納すると延滞金が発生しますが、滞納が長期間に及ぶと延滞金は相当な額になることから、早い段階で滞納処分を行うことは滞納者の負担軽減にもなります。

このような取組により、機構の徴収実績は、設立当初の徴収率21%から昨年度には52・3%と毎年向上し



ており、今年度も昨年度並の高い徴収率で推移しています。また、全国的にも本県機構の取組に対する注目度は高く、全国放送のテレビ番組で家宅捜索の映像が取り上げられるなど、納税啓発の面でも高い成果を上げております。

さらに、県内全体の市町村税の収入未済額も機構設立前と比較すると4分の3程度に減少しており、機構と市町村が取り組んできた滞納額縮減対策が着実に実を結んできていると感じています。

機構の基本スタンスは「毅然とした姿勢での滞納整理」です。職員は、「きちんと納期限内に納税している人たちのためにも、滞納は絶対に許さない」という強い気持ちで仕事をしています。そして職員にとっては、きちんと納期限内に納税している多くの方々の声なき応援が心の支えとなっています。

機構では、今後も市町村と協力して地方税の滞納解消を目指して取り組んでいきますので、県民の皆様のご理解と御協力をお願いします。機構は今後も走り続けます!



先進地視察 前編

機構職員の報告レポート

滞納整理機構では、徴収事務の先進事例を学ぶことを目的として先進地視察研修を実施しました。視察させていただいたのは群馬県、高知県、長崎県、佐賀県の7つの自治体です。前編では群馬県、高知県を視察した職員からのレポートを紹介したいと思います。

◇高知編◇

私たちは高知県の南国・香南・香美租税債権管理機構と須崎市、佐川町に先進地視察研修に行かせていただきました。

初日は、南国・香南・香美租税債権管理機構において機構の取組や現状についての研修でした。平成24年4月に設立され、多くの搜索・動産差押を執行しており、差押えた動産はインターネット公売

に出品すると必ず売れるとのこと、これは毎回ある程度の数を出すことにより固定客がついていることからあるとのこと。当機構とは違い、広域行政事務組合に属していることから権限を持っているので自己完結できる



意見交換の様子

滞納者に最も効果的な催告は何であるかを考えて業務を遂行する。このように、徴収の一元化についてのみではなく、徴税吏員としての心得も学びました。

今回の研修では、当機構にいたっただけではわからなかったことを、具体的な取組を交えて教えていただきました。地方税徴収向上のためにとても参考になる研修でありました。

◇前橋編◇

私たちは、群馬県前橋市に先進地視察研修に行かせていただき「前橋市における地方税徴収向上対策」について研修させていただきました。

前橋市は、平成17年度から滞納処分の特化した対応を進め、現在では中核市における徴収実績は1位か2位を誇ります。

以前は、財産調査も行わず滞納者の言いなりで分納を認めており、差押は最終手段という意識で、トラブルにしたくないという気持ちからあまり行われていませんでした。



前橋市役所

しかし財産調査をせず分納を無条件に認めたり、財産があるにもかかわらず差押を行わないというのは不作為であるということから積極的にいうことになりました。また、債権を適正に処理するために、不納欠損と執行停止を積極的にやっています。延滞金も納期内納付を促進する上で最も重要と捉え、確実に徴収している。搜索は平成20年度から平成22年度までに16件と少ないのは、その前に徹底して徴収しているからだと思われま

す。職員は徴収マネジメントとし、研修計画を作成し、新規配属者には4月1日の初日に必ず課長からの心構え、室長から守秘義務の研修を始め、自主能力の向上に努めています。また、また平成18年度にコンビニ収納を始め、ペイジー・クレジット等全納付チャネルを整備し、現年納期内納付促進への惜しみないIT投資も予算措置への理解が得られているからだと思います。

自治体の中には差押や搜索、公売換価などの滞納処分や延滞金徴収を行っていないところもあると思われ

ます。多額の税滞納は財政を悪化させるだけでなく、納税者に対して不公平を生じさせています。このまま不公平な状態が続けば、住民が納税の義務を果たさなくなり、徴収事務自体への支障が出てくることも懸念されます。納税者の収入は限られているので、自治体の実情に合わせて、効率的で確実な徴収を行わなければならないと感じ、今回の視察研修の内容を参考に

実録 捜索レポート

ある冬の寒い日のアポなし捜索でした。用意周到に3日前に内偵をし、滞納者が使用する自動車に駐車場があれば、本人が在宅していることを確信しました。

捜索当日、駐車場に自動車があることを確認し、玄関のチャイムを鳴らしましたが誰も出てきません。玄関扉は施錠されており、玄関扉をノックしながら名前を何度呼んでも反応がないため、本人の携帯電話にコールしたところ、部屋で呼び出し音が鳴っているものの応答がない状況でした。そこで捜索長は、本人は家の中にいると判断し、鍵解錠業者を手配しようとしたところ、捜索員が玄関横の窓が施錠されていないことを発見したのです。すると捜索長は迷うことなく、あらかじめお願いしていた立会人を呼び出し、捜索の宣言をして、



窓から入室する捜索員

られない状況だったよ
うで、捜索
には素直に
応じまし
た。



差し押さえた現金

捜索を進める中、預金通帳や郵便物を確認したところ、積立投資信託や積立外貨預金を購入していることが判明し、すぐに捜索本部に連絡を取り即日で差押えを執行することができました。また、手持ちの現金と動産2点(高級腕時計・ブレスレット)を差押えし、本税分については滞納解消の見通しを付けることができました。捜索されたことで、滞納者本人は滞納していたことを深く反省し、滞納解消とならなかつた延滞金について、その場で期日を決め、納税相談に来庁することを約束しました。

今回の捜索は、捜索長の臨機応変な判断により、捜索を執行できたことが、滞納者本人の納税意識の向上、滞納解消につながったものであると確信しました。
後日、滞納者は約束の期日に来庁し、滞納延滞金について計画的な納付をすること、今後発生する税金は滞納しないことを誓約しました。

機構職員のヴォイス

私は、昨年4月から県北の某町より派遣されています。徴税経験は1年しかありませんでしたが、「もしかしら派遣の話がくるかも」と思っていたところに、「機構へ行ってくれないか」と上司からの話。経験が1年といっても、派遣前に私が差し押さえたのは、ほんの数件程度でした。赴任当初は不安と緊張の連続でしたが、室内の雰囲気はとても良く、集中的な滞納整理を行う機構だからこそ話し合いや相談



ができる環境、そして問題や課題については皆で協力し合う体制づくりができていたので、困難な事案も乗り越えてこられたと思っています。
この1年間、滞納者に対しての差押えや捜索を行ってきました。最終的には徴税吏員一人一人が差押えの判断をすることになるのですが、先に述べたように派遣前に差し押さえたのは数件のみ。最初は先輩方の指導のもと差押えをしてきましたが、今となっては、差押えをしないで後悔したくないので「迷ったら即差押

え」の精神で処分を行っています。なぜなら、大多数の善良な納税義務者との公平性を保つため、毅然とした姿勢で滞納整理を進める必要があると考えるからです。

機構は徴税吏員としてのスキルアップに加え、「人間力」を養える場所でもあると感じています。また、県内市町村職員の方々や県職員の方々の交流ができることは、とても貴重な経験だと思っています。

あと何年機構にいられるかわかりませんが、今年度の経験を活かしながら徴税吏員として更に成長できるように努力し、派遣元に戻って力を発揮できるように滞納額の縮減に努めていきたいと思っています。

ご意見・ご要望はこちらへ

宮城県地方税滞納整理機構

(宮城県総務部地方税徴収対策室内)

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL 022-21116681

FAX 022-2112289

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/choutai/



機構キャラクター おさむね君